

## 定款変更理由書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第8条第2項に規定される①組合員の営業に関する共同施設、②組合員に対する構造設備又は営業設備の整備改善及び経営の健全化のための資金のあっせん（あっせんに代えてする資金の借り入れ及びその借り入れた資金の組合員に対する貸し付けを含む。）、③組合員の共済に関する事業について実施していないこと、また、今後も実施しないこと、さらに、これまでの事業経営では、組合費だけの運営である。

以上の理由により非出資組合に移行し、定款を変更する。

令和4年6月30日

岡山県岡山市南区若葉町4-6  
岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合  
代表理事 石岡 眞代